

平成27年度第2回

三 沢 市 総 合 教 育 会 議

日 時 平成27年12月25日（金曜日）

午後1時30分から

場 所 大会議室

次 第

1、 開 会

2、 市長挨拶

3、 議事（協議）

（仮称）「三沢市教育大綱」（素案）について

4、 閉会

【配布資料】

（仮称）三沢市教育大綱（素案） 資料1

【 参考 】 スケジュール

	会議等	内容
平成27年10月2日	第1回総合教育会議 開催	・会議運営について ・大綱策定方針の協議
平成27年 11月～12月	内部検討	・大綱(原案)の作成(総務部総務課)
平成27年12月25日	第2回総合教育会議 開催	・大綱(素案)の協議
平成28年 1月～2月	パブリックコメントの実施 大綱(案)	・ホームページ、情報公開コーナー (約1か月程度)
平成28年3月		・大綱の決定及び公表

」

- ※ (原案) …会議にかけるために作成した案
- (素案) …会議に提出される案 (総合教育会議へ)
- (案) …会議を経た案 (パブリックコメントへ)

平成27年度 第2回 三沢市総合教育会議 出席者名簿

1 構 成 員

	所 属	氏 名	備 考
1	三沢市長	種 市 一 正	議 長
2	三沢市教育委員会 教育委員長	宮 野 楠 見	
3	三沢市教育委員会 教育委員長 職務代理者	山 田 妙 子	
4	三沢市教育委員会 教育委員	相 沢 靖 恵	
5	三沢市教育委員会 教育委員	立 花 肇	
6	三沢市教育委員会 教育長	吉 田 健	

2 事 務 局

	所 属	氏 名	
1	総務部長	宮 古 直 志	
2	総務部総務課長	佐々木 亮	
3	総務部総務課長補佐	田 中 浩	
4	総務部総務課人事管理係長	種 市 浩 継	
5	教育部長	中 村 健 一	
6	教育委員会事務局教育総務課長	小 松 栄 二	
7	教育委員会事務局学校教育課長	工 藤 正 彦	
8	教育委員会事務局学校教育課長補佐	小比類巻 謙	

(仮称) 三沢市教育大綱
(素案)

平成27年12月
総務部総務課

1 はじめに

イラスト、写真等貼付

(1) 趣旨

人口減少・少子高齢化に伴う人口構造の変化は、税収の減及び社会保障費の急増など、全国の自治体が直面する大きな課題となっております。

この状況は、本市においても例外ではなく、それらに伴う影響を常に意識し、新たな視点、柔軟な発想、変化への対応力を持ったまちづくりが求められます。

本市では、市の最上位計画として、平成25年3月、平成25年度から29年度までの5か年の方向性について、6本の基本方針を基軸に、30政策、89施策を掲げた「三沢市総合振興計画後期基本計画」を策定するとともに、当計画の実行性を保つため、向こう3か年の事業規模や目標値等を示した三沢市総合振興計画後期基本計画実施計画を新たに策定しました。

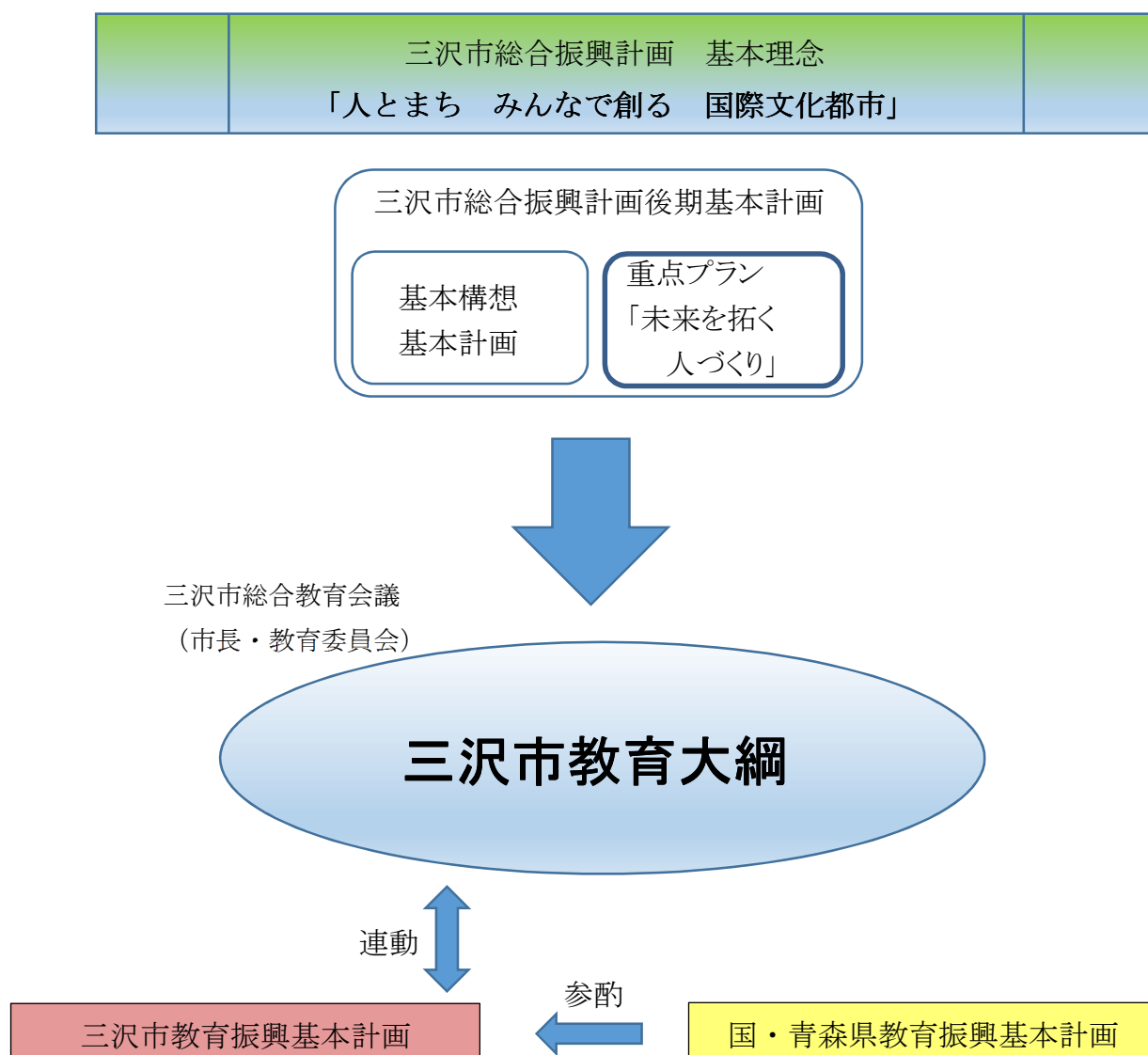
このような中、平成27年4月1日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

このたび、本市では、同法第1条の4第1項の規定に基づく、市長と教育委員会で構成する三沢市総合教育会議において、三沢市の教育について、協議と調整により、教育の目標である「三沢市教育大綱」を策定しました。

(2) 教育大綱策定の考え方及び位置付け

教育大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、三沢市総合振興計画の基本理念である「人とまち みんなで創る 国際文化都市」の実現に向け、教育の目標である大綱を示し、三沢市教育委員会が別に策定した「三沢市教育振興基本計画」と連動するものであります。

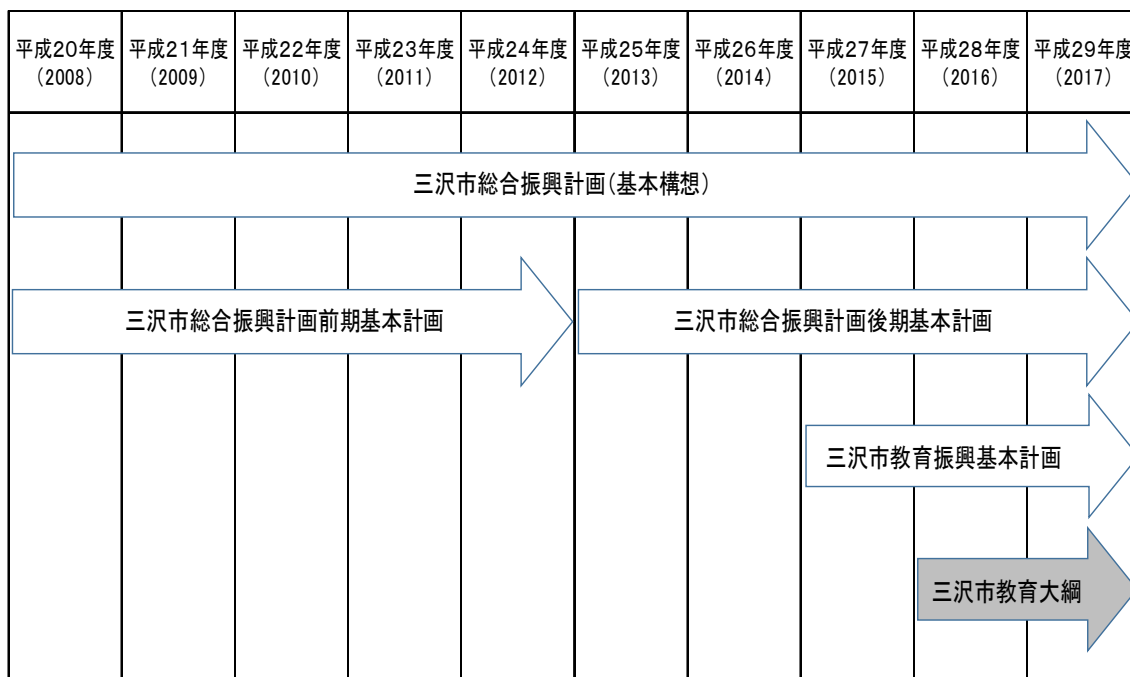
(教育大綱の位置づけ)



(3) 教育大綱の期間

教育大綱の期間は、三沢市総合振興計画後期基本計画終了年度までの平成28年度から29年度までの2年間の期間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、状況に応じて適宜見直していくものとします。



(4) 教育大綱に基づく施策の実施

本市は、三沢市総合振興計画に掲げる基本理念「人とまち みんなで創る 国際文化都市」の実現に向け、教育分野の基本方針「豊かな心と体を育むまちづくり」及び三沢市教育大綱に基づき、具体的な事業を実施します。

また、その実施に当たっては、三沢市教育委員会が定める「三沢市教育振興基本計画」と連動させ、三沢市の現状と課題を明確にした上で、「家庭、学校、地域、行政の力」を結集して効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。

2 教育大綱

教育大綱は、将来、児童・生徒が創造性や個性を生かしつつ、社会の中で自立して豊かな人生を送れるよう、次の3つの育成方針を以って三沢市教育大綱とします。

三沢市教育大綱

1、「確かな学力」の育成

自ら考え、様々な問題に積極的に対応し、解決する力など「確かな学力」を育てます。

2、「豊かな心」の育成

自分を大事にし、人を思いやる心や感動する心など「豊かな心」を育てます。

3、「健康で活力のある体」の育成

たくましく生きるため、「健康で活力のある体」を育てます。